

保険局（素案） 2 頁「対応案の具体的な考え方について」に対する反対意見（要旨）

平成 22 年 11 月 15 日

井上 清成（弁護士）

保険局（素案） 2 頁	反対意見（要旨）
(1 項目) 妊婦等の負担軽減	受取代理による即時支払や事務代行も妊婦に同じ効果あり。分娩機関や保険者に対し、むしろ直接支払制度だと負担増大。
(1 項目) 医療機関等における未収金の減少	受取代理も同じ非典型担保で、担保的機能は同じ。むしろ、事前申請だと妊婦とコミュニケーションをとりやすくなり、未収金減少の効果は一層大きい。
(6 項目) 複数の申請・支払方法が併存することによる保険者等の負担	申請方法は、償還払いと受取代理では同じ申請用紙 1 枚であり、全く同一。 支払方法は、妊産婦口座への振込か、分娩機関口座への振込かになり、どちらか一つで、保険者の負担は変わらないのが通常。
(8 項目) 保険加入関係の変更のため、一律に事前申請制とするのは、保険者、妊婦等に負担	保険加入関係が変更しても、事前申請の保険者変更は不要が原則。保険者にも妊婦等にも負担はない。むしろ、変更後の申請しかない直接支払制度で、前保険者への変更が必要になるなど混乱し、かえって負担が大。

〈疑問点〉 7 項目の「医療機関等による選択制」とは、どういう意味か？

「等」とは誰を意味するのか。「選択」とは誰かが任意に選択できるという意味なのか、それとも別の意味か。

直接支払制度の手続を省令で規定するのは法治主義の要請に応えない

平成22年11月15日

井上 清成 (弁護士)

1 直接支払制度の法的仕組み

直接支払制度は、専用請求書による支払請求、支払機関における支払審査、出産育児一時金の代理受領の組合わせによって成り立っている一つの法的仕組みである。

2 法規命令と法治主義

- (1) 「多くの場合、政令・省令は、行政庁の権限配分や下位官庁への権限委任、給付・役務の内容に関する細則、給付・役務の請求や支給の手続等を定めている。これらは法規命令である。」(岩村正彦「社会保障法I」弘文堂27頁)
- (2) 「法規命令についてはいろいろな角度からの分類が可能であるが、
「法律との関係からする区別として、委任命令と執行命令の区別がある。」「執行命令とは、権利・義務関係の内容自体でなく、その内容の実現のための手続に関するものである。」「執行命令は、権利・義務の内容を新たに定立するのではないというので、具体の法律の根拠は必要でない」とされる。」(塩野宏「行政法I〔第五版〕行政法総論」有斐閣94頁)
- (3) 「法的仕組み自体が法規命令に委ねられることでは、法治主義の要請に応えないと考えられる。」(塩野・同上98頁)

3 直接支払制度を省令で規定？

直接支払制度は、健康保険法にその存在を伺わせる規定が全くない。逆に、実質的に譲渡もしくは担保である代理受領(直接支払制度)を嫌悪する趣旨の規定(健康保険法第61条・受給権の保護)が存在する。

したがって、直接支払制度の手続を省令で規定するのは、法的仕組み自体が法規命令に委ねられることになってしまうので、法治主義の要請に応えないと考えられよう。

4 (参考) 高校授業料実質無償化政策との対比

文部科学省所管の事例ではあるが、高校授業料実質無償化政策でも「代理受領」の法技術を用いている。しかしながら、そこでは法治主義の要請に応えるため、適切に法律で定めを置いた。この点、同じく「代理受領」の法技術を用いているとは言いながら、保険局(素案)とは決定的に異なっている。

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する

る法律（平成22年3月31日法律第18号）」抜粋

第4条（受給資格）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、私立高等学校等に在学する生徒…に対し、当該私立高等学校…における就学について支給する。

第7条（就学支援金の支給）

都道府県知事…は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

第8条（代理受領等）

支援対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

第12条（受給権の保護）

就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。